

パパ・ママ育休プラス制度育児休業手当金支給例

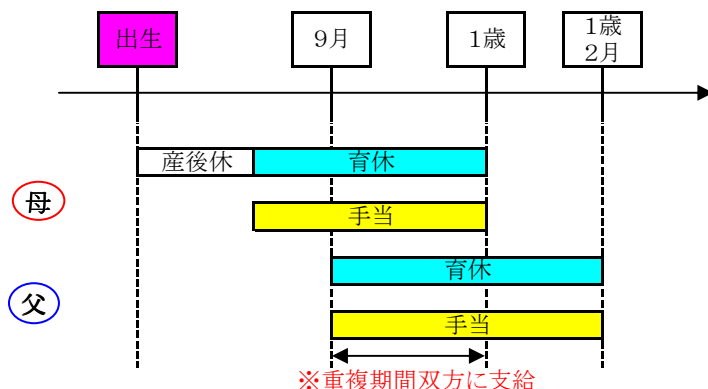
「前 提」

- 1 母の育児休業については、産後休暇後、子が1歳に達する日まで取得
- 2 母父とも地方公務員等共済組合法上の組合員

育児休業：父は、子が9か月から1歳2か月まで取得

手当支給：母には、子が1歳に達する日まで支給

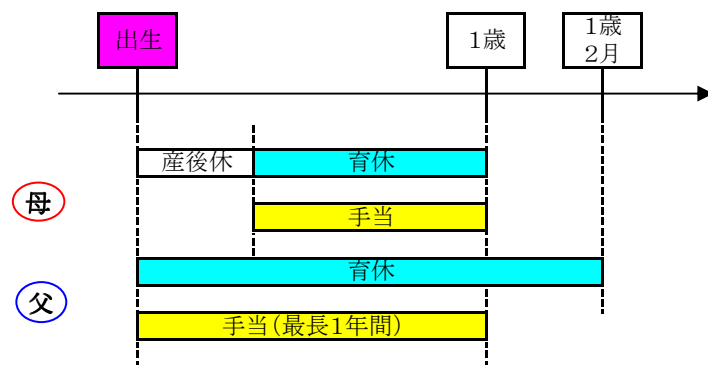
父には、子が9か月に達した日から1歳2か月に達する日まで支給



育児休業：父は、子の出生から1歳2か月に達する日まで取得

手当支給：母には、子が1歳に達する日まで支給

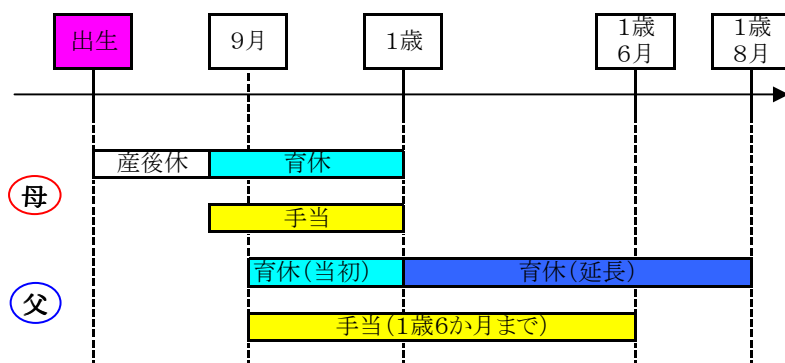
父にも、子が1歳に達する日まで支給



育児休業：当初、父は子が9か月から1歳に達する日まで取得していたが、保育所に入所できないため1歳8か月まで延長取得

手当支給：母には、子が1歳に達する日まで支給

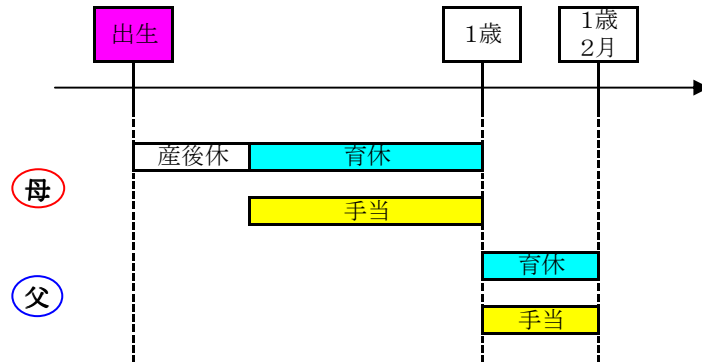
父には、子が9か月から1歳6か月に達する日まで支給



育児休業：父は、子が1歳に達した日の翌日から1歳2か月まで取得

手当支給：母には、子が1歳に達する日まで支給

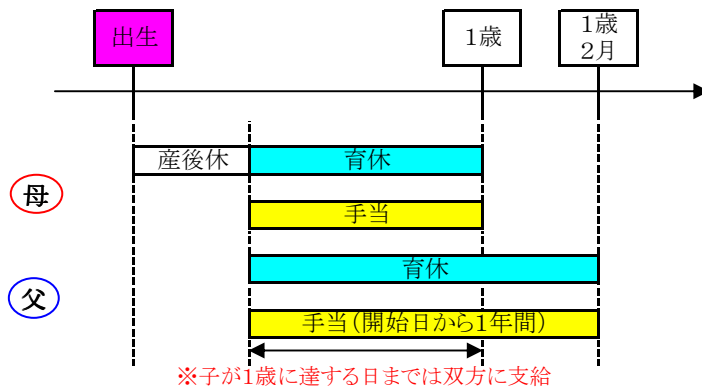
父には、子が1歳に達した日の翌日から1歳2か月に達する日まで支給



育児休業：父は、母の育児休業開始と同時に子が1歳2か月に達する日まで取得

手当支給：母には、子が1歳に達する日まで支給

父には、育児休業開始日から1年間支給



育児休業：父は、子が9か月から1歳5か月に達する日まで取得

手当支給：母には、子が1歳に達する日まで支給

父には、子が9か月から1歳2か月に達する日まで支給

